

議案第24号

大阪都市計画事業阿倍野地区第2種市街地再開発事業施行規程の一部を
改正する条例案

大阪都市計画事業阿倍野地区第2種市街地再開発事業施行規程（昭和56年大阪市条例第82号）の一部を次のように改正する。

第5条中「大阪市阿倍野区阿倍野筋3丁目10番1号 阿倍野再開発事務所」を「大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所内」に改める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

平成25年2月15日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

大阪都市計画事業阿倍野地区第2種市街地再開発事業の事務所を移転するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪都市計画事業阿倍野地区第2種市街地再開発事業施行規程（抄）

（事務所の所在地）

第5条 事業の事務所の所在地は、次のとおりとする。

大阪市阿倍野区阿倍野筋3丁目10番1号	阿倍野再開発事務所
北区中之島1丁目3番20号	大阪市役所内